

# 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡運用マニュアル

## 第1 債権譲渡の承諾について

### 1 入間市における地域建設業経営強化融資制度の概要

本制度は、市から公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から第1の6に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を市が入間市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により認め、当該工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（第1の6を除き、以下「受注者」という。）に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、一般財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができるものである。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が受注者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第1項の規定に基づき、第1の10に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものである。

### 2 債権譲渡の対象工事

本制度は、以下を除く工事を対象とする。

(1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事

ア 債務負担行為の最終年度の工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(3) 市が役務的保証を必要とする工事

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査対象となった者と契約した工事

(5) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

### 3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相應する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相應する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基

づく金額を控除した額とする。

なお、受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知するものとする。

#### 4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（第1の2(2)アにあっては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

#### 5 承諾権限

受注者が債権譲渡を行うに当たっては、約款第5条第1項ただし書に規定する市の承諾を得るものとする。

#### 6 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

#### 7 支払計画等の提出

受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認するものとする。

#### 8 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が受注者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

#### 9 債権譲渡承諾書の交付

市は、受注者から債権譲渡の承諾を求める申請書類（債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）等）が提出された場合、速やかに承諾するものとする。

なお、市は、申請に係る工事が第1の2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾しないものとする。この場合においては、市は承諾しない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

## 10 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

## 11 その他

本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、市においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

## 第2 債権譲渡の承諾に係る事務取扱い

### 1 工事履行報告書

第1の4の規定に基づく承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書(様式第2号)の受領をもって足りるものとする。

### 2 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が、受注者の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、市の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

### 3 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、市が「建設工事請負契約における契約の保証の取扱いについて」(平成8年7月17日建管第428号)により役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。

### 4 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先が行うものである。

### 5 契約変更が行われた場合

契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書(参考様式第1号)第1条第1項(5)及び(7)の金額は変更後のものとする。

### 6 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を受注者から提出させるものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 3通

(2) 債権譲渡契約証書(案)(参考様式第1号) 1通

- (3) 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- (4) 発行日から3カ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書 1通

## 7 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等

管財課は、次により債権譲渡承諾の事務処理を行うものとする。

- (1) 申請書類受理後、速やかに市の承諾のための手続を行うものとする。
- (2) 債権譲渡の承諾後、市の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式第1号）2通を受注者に交付する。  
なお、確定日付印欄には、承諾日と同一の日付を記載すること。  
また、債権譲渡承諾依頼書と債権譲渡承諾書は一体の書類なので注意すること。
- (3) 債権譲渡整理簿（様式第4号）により債権譲渡の管理を行うこと。

## 8 申請書類の確認に際して留意すべき事項

申請書類の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）及び債権譲渡契約証書（案）（参考様式第1号）譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 工事履行報告書（様式第2号）  
工事進捗率が、2分の1以上であることを確認すること。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
  - ア 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
  - イ 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合においては、申請書類は個別に提出させるものとするが、申請書類の提出を受けた日から起算して3カ月以内に発行された印鑑証明書が既に同一の課所に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

## 9 債権譲渡の通知

受注者及び債権譲渡先が市による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書（様式第3号）を提出するものとする。この場合には、債権譲渡契約証書（参考様式第1号）の写しを添付するものとする。

## 10 融資実行の報告書等の要求

- (1) 受注者及び債権譲渡先が、市による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて市に融資実行報告書（様式第5号）を提出させるものとする。
- (2) 受注者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第1の10に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに市に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

## 11 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第6号） 1通
- (2) 市の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式第1号） 1通
- (3) 債権譲渡契約証書（参考様式第1号）の写し 1通
- (4) 発行日から3カ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

なお、本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は約款第34条に基づく中間前払金及び約款第37条に基づく部分払を請求することはできないものとする。

また、当然のことであるが、債権譲渡先は市による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものである。

## 12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

- (1) 工事請負代金請求書（様式第6号）  
請求金額が第1の3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 債権譲渡承諾書（様式第1号）の写し  
第2の8(1)の規定に留意すること。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書  
第2の8(3)アの規定に留意すること。

## 13 その他

- (1) 本制度においては、債権譲渡承諾の確定日、支出命令の決裁日など日付が重要な要素となるので、空欄のまま放置することがないように、また相手から提出される書類には収受印を押す等、日付管理には十分留意すること。
- (2) 本制度により譲渡されるのは、受注者が市から将来受け取る工事請負代金の債権であり、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないこと。
- (3) 事務の参考に「債権譲渡承諾チェックリスト」（参考様式第5号）を添付する。

## 附則

このマニュアルは、平成25年11月1日から適用することとし、平成33年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

## 別添一覧

- (様式第1号) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書
- (様式第2号) 工事履行報告書
- (様式第3号) 債権譲渡通知書
- (様式第4号) 債権譲渡整理簿
- (様式第5号) 融資実行報告書
- (様式第6号) 工事請負代金請求書
- (参考様式第1号) 債権譲渡契約証書
- (参考様式第2号) 金銭消費貸借契約書
- (参考様式第3号) 支払状況・支払計画書
- (参考様式第4号) 受益の意思表示
- (参考様式第5号) 債権譲渡承諾チェックリスト
- (参考) 地域建設業経営強化融資制度に係る事務の流れ